

地域指定年度	旧高瀬町	昭和 45 年度
	旧山本町	昭和 45 年度
	旧三野町	昭和 47 年度
	旧豊中町	昭和 46 年度
	旧詫間町	昭和 47 年度
	旧仁尾町	昭和 46 年度
	旧財田町	昭和 47 年度
計画策定年度	旧高瀬町	昭和 45 年度
	旧山本町	昭和 45 年度
	旧三野町	昭和 49 年度
	旧豊中町	昭和 46 年度
	旧詫間町	昭和 47 年度
	旧仁尾町	昭和 46 年度
計画見直し年度	三豊市	平成 24 年度
		平成 30 年度
		令和 5 年度

## 三豊農業振興地域整備計画書

令和 6 年 3 月

香川県三豊市



## 目 次

<b>第1 農用地利用計画</b> .....	<b>1</b>
1 土地利用区分の方向 .....	1
(1) 土地利用の方向 .....	1
ア 土地利用の構想	
イ 農用地区域の設定方針	
(2) 農業上の土地利用の方向 .....	5
ア 農用地等利用の方針	
イ 用途区分の構想	
ウ 特別な用途区分の構想	
2 農用地利用計画 .....	11
<b>第2 農業生産基盤の整備開発計画</b> .....	<b>12</b>
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....	12
2 農業生産基盤整備開発計画 .....	14
A...高瀬町、B...山本町、C...三野町、D...豊中町、E...詫間町、F...仁尾町、G...財田町 .....	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	14
4 他事業との関連 .....	14
<b>第3 農用地等の保全計画</b> .....	<b>15</b>
1 農用地等の保全の方向 .....	15
2 農用地等保全整備計画 .....	15
3 農用地等の保全のための活動 .....	15
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	15
<b>第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b> .....	<b>16</b>
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	16
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 .....	16
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	22
<b>第5 農業近代化施設の整備計画</b> .....	<b>23</b>
1 農業近代化施設の整備の方向 .....	23
(1) 高瀬 .....	23
(2) 山本 .....	23
(3) 三野 .....	23
(4) 豊中 .....	23
(5) 詫間 .....	23
(6) 仁尾 .....	23

(7) 財田 .....	24
2 農業近代化施設整備計画 .....	24
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	24
<b>第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 .....</b>	<b>25</b>
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 .....	25
2 農業就業者育成・確保施設整備計画 .....	25
3 農業を担うべき者のための支援の活動 .....	25
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	25
<b>第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 .....</b>	<b>26</b>
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 .....	26
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 .....	26
3 農業従事者就業促進施設 .....	26
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	26
<b>第8 生活環境施設の整備計画 .....</b>	<b>27</b>
1 生活環境施設の整備の目標 .....	27
2 生活環境施設整備計画 .....	27
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	27
4 その他の施設の整備に係る事業との関連 .....	27
<b>第9 付図(別添) .....</b>	<b>28</b>
1 土地利用計画図(付図1号) .....	28
2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号) .....	28
3 農用地等保全整備計画図(付図3号) .....	28
<b>別記 農用地利用計画 .....</b>	<b>29</b>
(1) 農用地区域 .....	29
(2) 用途区分 .....	29

## 第 1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

本市は香川県西部に位置し、東は善通寺市、仲多度郡多度津町、琴平町、まんのう町と、西は観音寺市に接しており、東西 24.6 km、南北 26.3 km、総面積は、222.70 km<sup>2</sup>で、県の総面積 1,876.78 km<sup>2</sup>の 11.9%を占めており、県下 17 市町のうち、高松市に次いで 2 番目の面積規模となっている。

本市の地形は、南部から南東部にかけては讃岐山脈の中蓮寺峰・若狭峰などの山間地があり、北東部は大麻山、弥谷山、西部は、七宝山（志保山）などの山々がある。北西部は、瀬戸内海に突き出た荘内半島があり、その南側には、砂浜の美しい海岸線が続いており、栗島、志々島、鳶島などの島しょ部もみられる。

市域の中央部には、三豊平野が広がり、東部から西部に向かって財田川、東部から北部に向かって高瀬川などの河川が流れ、豊かな田園地帯を形成している。また、三豊平野には、ため池が多数点在している。本市の土壌は、北西部の平坦地は沖積層、南東部の平坦地は洪積層からなり、山地丘陵は花崗岩となっている。

気候は、瀬戸内式気候に属し、降水量は概ね 1,200 ミリメートル前後、平均気温は摂氏 16～17 度となっており、温暖な気候に恵まれている。

本市の交通条件は、北東から南西方向に高松自動車道、国道 11 号、377 号、J R 予讃線が走り、南東部には、南北に国道 32 号、J R 土讃線が走っており、幹線交通軸を形成している。特に、高松自動車道については、さぬき豊中インターチェンジと三豊鳥坂インターチェンジを有しているほか、国道 32 号を通じて、徳島自動車道の井川池田インターチェンジとも連絡し、高松、松山、高知、徳島、岡山など各方面との交通利便性が高くなっている。

令和 2 年度の国勢調査によると、本市の総人口は 61,857 人で、県の総人口の 6.5%を占めており、県下 17 市町のうち、高松市、丸亀市に次いで 3 番目の人口規模となっている。

本市の就業者総数は 28,974 人で、このうち第 1 次産業が 3,026 人(10.4%)、第 2 次産業が 9,445 人(32.6%)、第 3 次産業が 16,503 人(57.0%)となっており、第 1 次産業の割合が県(4.8%)に比べて高く、香川県の第一次産業従事者数のうち約 14%を占めている。

本市の人口は全世代で減少傾向にあり、第 1 次産業及び第 2 次産業・第 3 次産業ともに生産人口の減少は著しく、高齢化が加速している。特に直近 10 年間に於いては、第 1 次産業における就業者数の減少が顕著である。

これらの状況をふまえ、引き続き農用地区域の設定等各種法規制により、広域化・都市化等の社会的条件及び自然条件などの土地の特色を考慮しながら、人口減少に対応した他産業と調和のとれたまちづくりに取り組み、秩序ある土地利用を推進する。

そのためには、既存の施設整備を適正に管理しながら長寿命化を図り、全ての年代の人が暮らしやすい健康増進のまちづくりを進めていくことが求められている。住宅と農地が混在する本地域においても、農業生産基盤整備等を実施した優良農地の確保と関連するため池・水路・農道の維持管理は重要な課題である。遊休農地の利活用や発生防止、鳥獣被害対策等に事業を活用しながら、地域の特色を活かした持続可能な農業への取り組みを推進する。

<農業振興地域の土地利用の動向>

単位：ha、%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和5年)	5,206.7	26.8	12.1	0.1	8,715.4 (0.0)	44.9 (0.0)	5,489.8	28.3	19,424.0 (0.0)	100.0
目標値 (令和12年)	4,757.7	24.5	13.1	0.1	8,962.2 (0.0)	46.1 (0.0)	5,691.0	29.3	19,424.0 (0.0)	100.0
増減	-449.0		1.0		246.8 (0.0)		201.2		0.0 (0.0)	

(注) ( ) 内は混牧林地面積である。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 5,206 ha のうち、a～c に該当する農用地で、おおむね次の d に掲げる農用地以外の農用地 4,595 ha について農用地区域を設定する方針である。

#### a 集団的に存在する農用地

- ・10ha 以上の集団的な農用地

#### b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
- ・埋立て又は干拓
- ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

#### c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・農山漁村活性化法第 5 条第 2 項第 2 号ニに規定する農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業の用に供する土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・地域計画の区域内にある土地
- ・基盤法に基づく認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地

#### d ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

##### (a) 市街化が進行し、農業振興が図れないと認められる土地

- ・集落介在農地

集落区域内（連接集合して存在する住宅、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地 0.0ha

##### (b) 市街化が進む道路沿線農地 8.9ha

##### (c) 農用地等以外の用途に供することについて具体的な転用事業計画がある土地

- ・住宅、工場、道路等の用地として利用することが確実な農地 1.3ha

##### (d) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる土地

- ・傾斜地等に点在する農地または復元困難な農用地 0.0ha

(e) 現況が森林・原野化している等、農地の荒廃が著しく、復元するための物理的な条件整備が困難であり、今後農用地として利用する見込みがなく、かつ隣接する農用地の集団性に支障を及ぼすおそれのない農用地 279.2ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または接近するものであって、当該農用地と一体に保全する必要があるもの及び土地改良施設用地については、農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地については、農用地区域を設定する方針である。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況山林については、今後畑・樹園地等の開発が困難であり、現在その開発の見込みもないことから、農用地区域の設定はしない。

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

本地域内にある現況農用地面積は 5,206ha であるが、自然的条件等から見て農業の近代化を図ることが相当でない農用地等を除外した 4,595ha について現況農用地として確保し、地域の特性を活かした作物の生産拡大を図る。また、農地の流動化を促進し、担い手農家への農地の集積を推進し農地の効率的利用を図る。

単位:ha

地区名	農用地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況(R5)	将来(R12)	増減
高瀬	1,901.4	1,748.3	-153.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	4.4	0.3	1,905.5	1,762.7	-142.8
山本	720.4	654.7	-65.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.7	0.3	721.8	656.4	-65.4
三野	612.1	560.7	-51.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.2	0.1	613.2	561.9	-51.3
豊中	722.5	713.9	-8.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	1.4	0.2	723.7	715.3	-8.4
詫間	188.6	180.6	-8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	189.1	181.1	-8.0
仁屋	360.5	267.2	-93.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	3.3	0.1	363.7	270.5	-93.2
財田	701.2	632.3	-68.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0	701.8	632.9	-68.9
合計	5,206.7	4,757.7	-449.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.1	13.1	1.0	5,218.8	4,770.8	-448.0

## イ 用途区分の構想

### ● 高瀬

#### a 比地二地区

本地区は、北に七宝山を背にしており、北部は丘陵地帯で畑地帯総合土地改良事業により灌漑施設や農道整備が行われている。南部は、ほ場整備事業により区画整理が完成している。今後はさらに経営基盤の整備を促進し、優良農地を確保し、果樹、野菜等の集団化を推進して土地利用の高度化を図る。

#### b 上高瀬地区

本地区は、高瀬盆地の中核に位置し、ほ場整備事業は既に完了している。この地区は大型機械化農業に対応できる条件及び汎用田として田畑輪作体系があるので、今後は農地の利用集積を図り、集団的にぶどう、レタス等の生産拡大を図りつつ園芸産地の育成を図る。また、本地区は人口の最も密集している地区でもあるので、住環境の整備とあわせて一体的に土地の整備を進めていく。

#### c 勝間地区

本地区は、中央部に四国横断自動車道が貫通し、周辺は県営ほ場整備事業が既に完成している。農業意識も比較的高い地域であるため園芸品目の導入と集団化を図り、あわせて流動化の推進により、認定農業者を中心とした中核農家への農地の集積を図り、効率的な農業の展開を図る。

#### d 二ノ宮地区

本地区は全体的に丘陵地帯であり起伏に富んでいる。本地区は茶の栽培が行われており、すでに第1次、第2次農業構造改善事業により茶園造成を完了している。また、畑灌施設の整備を行い、優良農地の有効利用を図っている。また水田については小規模に分散しているため、農地の集団化が実施しにくい、一部では区画整理も行われている。今後は、認定農業者を中心とした中核農家への農地の集積を図り、田畑あわせた農地の利用を推進する。

#### e 麻地区

本地区は北部に大麻山を背にした丘陵地を有し、みかん、桃、柿を基幹とした果樹地帯を形成しており、畑地帯総合土地改良事業により幹線農道、支線農道は整備され畑灌施設も施工されている。ほ場整備事業は完成しており、今後は農地の流動化あるいは集団化を促進し、土地利用の再編を図る。

### ● 山本

#### a 辻地区

本地区は西部に位置し、全体的に起伏の多い複雑な地形であるが、昭和52年度からの団体営ほ場整備事業により約78haが整備されており、丘陵地に開けた南部山間地については、香川用水西部幹線が開通しており施設園芸が盛んである。今後は近代化された農地を利用し、米、麦、野菜、採種等の団地化、集団化を図り、生産性の高い農業を推進する。

#### b 河内地区

本地区は、ゆるやかな傾斜の農用地で、水利条件の整備も行われている田の集団地であ

り、米、麦、野菜、採種等に適している。現在までに団体営ほ場整備事業等による基盤整備が行われている。今後も未整備の農地については、土地基盤整備、土地改良事業を行うなどして、野菜、飼料作物、大豆等の転作物の定着化と団地化を図る。また、樹園地については、園内道の整備及び維持管理を図る。

c 財田大野地区

本地区は北部に位置した平坦部の農用地帯であるが、ほ場整備が最も遅れている地域である。今後は土地基盤整備事業を計画的に実施して、米、麦、野菜等を中心とした農業生産の近代化を推進する。山間の樹園地については農道、園内道の維持管理を行い、農地の有効利用を図る。

d 神田地区

本地区は東部に位置し、田、畑、山林の入り込んだ複雑な地形で、溜池に依存した地区である。田の集団地帯は少なく、国道 377 号の両側が中心である。畑地帯については、昭和 50 年度より県営畑地帯総合土地改良事業により約 72ha が整備されている。今後も、果樹、野菜等の集団化を推進するとともに認定農業者等の中核的農家に農地を集積し遊休地化を防止する。

● 三野

a 大見地区

本地区は、周辺部の丘陵地に畑が連なっているほかは、ほとんどが水田である。

水田においては昭和 55 年以降、第 2 次農業構造改善事業、土地改良総合整備事業、県営ほ場整備事業等による土地基盤と用排水条件の整備が進められてきた。土地基盤の整備を契機に一部は地域農業集団を中心とした機械の共同利用、農地の流動化が推進されている。今後とも水稲の単作だけでなく、麦や野菜の裏作作物の導入を推進し、生産性の高い水田として利用していく。

畑地においては、桃、ぶどう、柿等の産地化を進め、畑としての有効利用を図る。

b 下高瀬地区

本地区は、高瀬川の西に位置し、学校、その他公共施設があることから宅地化が進み、最も混住化の進んでいる地域である。

今後とも生産基盤と住環境等生活環境基盤を一体的に利用し、水稲と野菜の複合経営による生産性の高い農業を推進し、農地を保全し利活用していく。

c 吉津地区

本地区の水田は、昭和 54 年度から第 2 次農業構造改善事業、土地改良総合整備事業、県営ほ場整備事業等で農地を集団化し、併せて農道の整備、用排水路の整備改良を行っており、ほ場整備率の高い地区となっている。この結果、大型機械の導入が容易となり、農地の流動化、農作業の受委託等による経営規模の拡大が進展している。

今後は、野菜等の生産も進め、整備された水田の特性を生かした効率的な利用を図る。

● 豊中

a 桑山地区

ぶどう、キウイ等の果樹が栽培されており、採種タマネギに取り組む農家も多い。特に

下高野地区において、耕作不便であった水田を農地中間管理機構を通じて集積し、土地改良事業を行っている。他の田畑についても農地の集積と集約化を進め団地化を図る。

b 比地大地区

勝田池等の水系に属する農用地は、ほ場整備が進んでいる。今後も米・麦、野菜を中心に農業経営の規模拡大に取り組む。

c 笠田地区

本地区は、早くからほ場整備に取り組み、米・麦・野菜・畜産を組み合わせた複合経営に取り組んできた。今後は、営農組合で後継者を育成しながら、新たな担い手の確保に努める。

d 上高野地区

本地区は、深谷池水系等に属する丘陵地帯と宮川水系に属する平坦地がある。四国横断自動車道が地区の中心を通り、農用地が約 15ha 減少した。今後は野菜を中心として、農地の有効利用に努める。

e 本山地区

本地区は、国道 11 号線が拡幅するなどにより、急速に市街化が進んでいる地区である。市役所豊中支所・JR 本山駅等が集中し、大型商業施設や文教施設も多い。財田川沿いの地帯では、ほ場整備が実施され、野菜とともに園芸品目等に取り組む。

● 詫間

a 松崎地区

本地区は東端に位置し、JR 詫間駅を中心として宅地化が進んでいる。宮ノ下地区では基盤整備により、生産条件の改善がなされている。今後も引き続き、整備された農用地の有効利用を図る。

b 詫間地区

本地区は中央部に位置し、詫間港を抱えて埋立による企業の進出等工業化が進んでいる地区である。平坦部は、花きや野菜等、園芸品目を中心とした利用を図る。また、傾斜地の畑及び樹園地は、野菜、みかん、花き等の栽培に必要な水源の確保及び施設の維持管理に取り組む。

c 香田地区

本地区は、大部分が傾斜地で田はほとんどなく、畑や樹園地で野菜やみかん等を栽培している。今後は農道及び園内道の維持管理に取り組む。

d 大浜地区

本地区は半島部の中央に位置し、大部分が傾斜地で一部平坦地に田がある。名部戸地区や伊砂子・大浜地区、船越地区で基盤整備が行われ、生産条件の改善がなされ花きの栽培が行われている。また、傾斜部で一部みかん等の栽培が行われている。今後は、畑地について農道や施設の維持管理に取り組む。

e 積地区

本地区は、大部分が傾斜地で花卉等が栽培されており、一部灌水施設が整備されている。今後は農道の維持管理に取り組む。

f 箱地区

本地区は、大部分が傾斜地で一部平坦地に田があり、花卉等が栽培されている。今後は、農道の維持管理に取り組む。

g 生里地区

本地区は、大部分が傾斜地で一部平坦地に田がある。仁老浜地区では約 3.2ha が基盤整備され、水稻や花きの栽培が行われている。今後は、農道や施設の維持管理に取り組む。

e 栗島地区

本地区は、大部分が傾斜地であり、ごく一部で水稻作付や花き栽培がおこなわれているが、集団的な農用地はなく、農用地区域には指定しない。

f 志々島地区

本地区は、大部分が傾斜地であり、一部で花き栽培がおこなわれているが、集団的な農用地はなく、農用地区域には指定しない。

● 仁尾

a 曾保地区

本地区は、大部分が急傾斜地の山間丘陵地帯であり、日照時間が全国一長いという恵まれた気象条件のもとで、うんしゅうみかん、キウイフルーツ、びわ、レモンなどが栽培され、地域の特性を生かした産地が形成されている。今後は、園地の形態改良や優良品種・系統への改植など産地の生産体制、生産基盤の整備を積極的に推進し、消費者ニーズの高級化・多様化に対応した高品質で付加価値の高い果実の安定生産を図る。

b 南草木地区

本地区の山間丘陵地帯は、うんしゅうみかんが栽培されており、平坦部の田は、水稻、花きが栽培されており、複合経営中心地帯である。今後は、農地の流動化による農地の集積を図り、効率的な農業の展開を図る。

c 北草木地区

本地区は、南草木地区同様、山間丘陵地帯は、うんしゅうみかんが栽培されており、平坦部の田は、水稻、花きが栽培されており、複合経営中心地帯である。今後は、多様な消費者ニーズに対応した栽培技術の向上や新しい品目の導入などによる特色ある産地の育成を図る。

d 北部地区

本地区は、山間に一部うんしゅうみかんが栽培されているほか、丘陵平坦部は畑が大部分で、花き栽培が行われており、第2次農業構造改善事業によるカーネーションのガラス温室団地がある。今後は、農地の流動化を図り、担い手農家を中心に生産の組織化、団地化を図るとともに、施設の整備にあたっては、施設の高度化、大型化を図るほか、栽培品目に応じた自動化などを進める。また、省力化により経営規模の拡大と生産性の向上を図り、意欲ある経営体を育成し、特色ある産地の育成を図る。

e 家の浦地区

本地区は、北部地区同様山間に一部うんしゅうみかんが栽培されているほか丘陵平坦部

は、畑が大部分であり、水稻、花き等の複合経営中心地帯である。今後は、栽培技術の高位平準化を図り、高付加価値化や品質向上を図る。

● 財田

a 山分地区

本地区は北部に位置し、総体的に起伏に富む複雑な地帯で、水田は谷間に小規模な団地が点在し、溜池に依存する棚田地帯である。山腹の緩傾斜地帯は、たけのこ、みかん、桃等の樹園地が開けている。田については小規模に分散し、大型機械に対応した生産性向上に恵まれない条件であることから、昭和 53 年度より区画整理事業を実施し、田畑輪換に対応した生産条件の改善がなされている。今後は、整備された農用地の有効利用を図るとともに、山腹にある樹園地等の農道の維持管理に取り組む。

b 北地地区

本地区は、財田川北岸に位置し、南部は平坦な水田地帯、北部および西部は山間地帯となっている。田については第二次構造改善事業等により、区画整理事業が実施され、すでに汎用田としての条件が整っていることから、野菜を中心とした農地の利用を図る。また、丘陵地の緩傾斜地帯は、みかん、たけのこ、もも、柿等の樹園地が開け、集団化が図られていることから、今後も農業生産性の向上を図る。

c 轟地区

本地区は、東部に位置し、北部はまんのう町と接し、東部は緩やかな丘陵地帯を経て阿讃山脈へと連なっている。農地は、阿讃山脈のふもとから財田川に向け階段状に開けた棚田地帯で、東部丘陵地は黒部川水系に、北部平坦地は多治川水系に属している。水田については、団体営ほ場整備事業等により、すでに区画整理され、汎用化が図られていることから、今後は、田畑輪換に対応し、農地としての利用を図る。また、丘陵地帯は、たけのこ、みかん等の集団化が図られていることから、園内道の維持管理に取り組む。

d 石野地区

本地区は、南東に位置している。水田については、団体営ほ場整備事業によりおおよそ 45ha の農地が区画整理されて、すでに用排水条件が備わっている。また、国道の東部丘陵地帯は、樹園地が集団化して拓かれているので、今後は園内道の維持管理に取り組み、農地としての利用を図るとともに道の駅を中心とした交流型農業への対応を図る。

e 朝早田地区

本地区は財田川の南側に位置している。水田については財田川水系に属する平坦部の農地は、すでに区画整理事業が完了し、汎用田としての整備が相当進められており、田畑輪換条件を備えていることから、農地としての利用を図る。また、南部丘陵地に県営農地開発事業により樹園地が造成され、みかん、もも、柿等が集団的に栽培されていることから、果樹生産の生産地として農地の利用を図る。

f 川上地区

本地区は、南部に位置し、県道観音寺池田線の両側に水田が、東部緩傾斜地帯は、みかん、桃等の樹園地が拓けている。水田については、県営ほ場整備事業により整備され、大型機械を利用した営農が行われている。今後は、区画整理により整備された農地について、

農業の近代化、生産性の向上を進めるため、施設野菜等の収益性の高い農業の展開を図る。また、東部丘陵地の樹園地には、みかん、桃等の団地化が図られているので、適地適作を基本に、農地としての利用を図る。

g 長樋地区

本地区は南西に位置し、田、畑、山林の入り混んだ複雑な地形の区域で、水利は溜池に依存し、小規模な田畑が各所に点在している。このうち区画整理事業が完了している水田については、優良農地として有効利用を図る。また、山間の畑地帯は、みかん、桃等が集団的に栽培されていることから、適地適作を基本に、今後も農地としての利用を図る。

h 大吉地区

本地区は、西部に位置し、財田川水系に属する水田と山間の畑地で構成されている。水田は、県営ほ場整備等により整備された農地については、野菜を中心とした集約的農業が行われている。山間の畑地帯は、みかん、桃、たけのこの団地が拓け、まとまりのある土地利用が行われていることから、今後も農地としての利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市では、農業振興地域に19,424haが指定されており、その内農用地面積は5,206ha、さらにその内農振農用地は4,613haであった。（令和5年10月1日時点）農業生産基盤の整備に関する土地改良事業によるほ場整備は、本市合併以前から各町の実情に合わせて積極的に実施し、整備率は水田面積の約50.9%となっている。さらなる効率的な農用地利用に向けて地域と共に各計画を策定し、継続していく。

今後の土地基盤整備の方針は、ほ場の区画整理と共に農道・用排水路等の水利施設を総合的に整備する土地改良事業を活用し、地域計画の策定に向けた集積・集約の促進を農地中間管理機構を通じて重点的に実施している。

#### ● 高瀬

本地域における農業の近代化を図るための今後の農業生産基盤整備の方向は、農道、用排水路等を総合的に整備し、大型機械の導入による経営規模拡大に耐えうる施策に重点を置き、地域の地理的、経済的条件を考慮しながら計画を推進し、効率的な農業生産基盤の整備を図り、生産性の高い農地の創出と優良農地の保全を図る。

また、樹園地、畑については農用地の有効利用を図るために、連絡農道、園内道の整備に取り組む。

#### ● 山本

本地域における農業の近代化を図るための今後の土地基盤整備の方向は、ほ場、農道、用排水路等を総合的に整備する区画整理に重点を置き、地域の地理的、経済的条件を考慮しながら担い手への農地集積を図る。区画整理実施の困難な地域については農道、用排水路等の効率的な整備を図り、生産性の高い農地の創出と優良農地の保全に取り組む。

また、樹園地、畑については、農用地の有効利用を図り、園内道等の維持管理に取り組む。

#### ● 三野

本地域の地帯区分は平地農村で、ほとんどの水田は平坦地にある。土地基盤の整備状況は、昭和54年度より第2次農業構造改善事業、農用地利用増進特別対策事業、地区再編農業構造改善事業、団体営土地改良総合整備事業、農村総合整備モデル事業、県営ほ場整備事業、県営三野川西農村活性化住環境整備事業等を順次実施し、県内でも整備率の高い地域となっている。

特に、農業用排水については用水路と排水路の分離を基本とし、用水路は全てパイプライン方式を導入し、用水の有効利用と用水管理の省力化、合理化に努めている。ほ場整備事業が実施された地域は、農道や農業用水路、ため池や用排水路の維持管理に努め、優良農地の保全に取り組む。ほ場整備事業未実施の地区においては担い手への農地集積を図りながら、区画整理に取り組む。

#### ● 豊中

本地域における農業の近代化を図るための今後の土地基盤整備の方向は、ほ場整備事業が実施された地域においては、農道や用排水路等の維持管理に努め、未実施の地区においては、その中でも優良農地を中心に担い手への農地集積を図るとともに、区画整理にも取り組む。また、樹園地については、畑地灌漑施設が整備されている。引き続き果樹栽培用施設や農道の維持管理に取組み、優良農地の確保に努める。

#### ● 詫間

本地域における農業の近代化を図るための今後の土地基盤整備の方向は、基幹となる農道網の整備を推進し、区画整理の困難な地域については農道、用排水路等の効率的な整備を図り、生産性の高い農地の創出と優良農地の保全確保に取り組む。

また、樹園地、畑については農用地の有効活用を図るために連絡農道、園内道の整備や維持管理に取り組む。

#### ● 仁尾

本地域内における農業の近代化を図るための今後の土地基盤整備の方向は、農道・園地の形態改良を総合的に整備し、地域の地理的また経済的条件を考慮しながら計画を推進する。ほ場整備事業の実施困難な地域については、農道等の効率的な整備を図り、生産性の高い農地の創出と優良農地の保全に取り組む。

また、樹園地については、農用地の有効利用を図るため、園内道の整備や施設の維持管理に取り組む。

#### ● 財田

本地域は、市内でもほ場整備率が進んでいる地域である。

地域農業の近代化を図るための今後の土地基盤整備の方向は、ほ場整備事業により整備された農道の効用を増進するための舗装の実施に重点を置くとともに基幹となる農道網の整備を推進し、区画整理実施の困難な地域については農道、用排水路等の効率的な整備を図り、生産性の高い農地の創出と優良農地の保全に取り組む。

また、樹園地、畑については農用地の有効利用を図るために、連絡農道、園内道の維持管理に取り組む。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対区 番号	備 考
		受益地 区	受益 面積 (ha)		
農地中間管理機構関連農地整備事業	区画整理 25ha 暗渠排水 25ha	D	25	1	下高野地区(豊中町)
農業競争力強化農地整備事業	区画整理 37.2ha	C	40	2	下高瀬地区(三野町)
水利施設等保全高度化事業	管水路 25ha	D	25	3	下高野地区(豊中町)
	用排水路 500m	B	15	4	財田西地区(山本町)
農地耕作条件改善事業	区画整理 8ha 暗渠排水 4ha	B	8	5	大上地区(山本町)
	パイプライン 1,350m 区画整理 0.8ha	A・B・D	6	6	白坂池地区 (高瀬町・山本町・豊中町)
	パイプライン 1,300m	D	59	7	泉池地区(豊中町)
地域計画実現化促進生産基盤整備事業	区画整理 2ha	B	2	8	河内正月地区(山本町)
広域営農団地農道整備事業	農道整備 L=15,604m (全体)	B・G	4,759	9	西讃南部(山本町・財田町)

※受益区域について

A…高瀬町、B…山本町、C…三野町、D…豊中町、E…詫間町、F…仁尾町、G…財田町

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

土地の所有者や市民と連携し、遊休竹林や里山の自然環境の保全に努める。

### 4 他事業との関連

鳥獣被害防止柵の設置に関する補助事業や、地域の猟師による適切な農畜産物被害防止用罠の設置・管理を推進する。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

農業従事者数の減少や高齢化による離農などにより、遊休農地が増加する中で、農業生産の基盤を成す農地については、将来に渡って、耕作条件の良い農地を継続して保全・管理し、良好な状態で維持する必要がある。

以上のことを鑑み、ため池の防災事業や農業生産基盤整備事業を計画的に推進し、認定農業者を中心とする中核的農家への農地の利用集積を推進し、農地の保全管理を支援することにより、優良農用地の保全・確保を図る。

また、中山間農業地区においては平坦部に比べ農地の荒廃が進む恐れが大きい為、上記の施策の他、中山間地域等直接支払制度による取組み等により、農用地の保全、耕作放棄地の再整備に努める。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
防災重点農業用ため池緊急整備事業	ため池整備(4カ所)	E	15	1	詫間地区
	ため池整備(11カ所)	B	37	2	山本地区
	ため池整備(14カ所)	A・C	47	3	三野地区
	ため池整備(4カ所)	F	14	4	仁尾地区
	堤体工 229m	D	14	5	天皇池(豊中町)
	堤体工 53m	G	8	6	昼丹波新池(財田町)

#### 3 農用地等の保全のための活動

農用地等の農作業受委託や担い手への利用集積・集約の促進、耕作条件の不利な農地の山林化や管理不十分による農用地等の機能低下を防止するための活動及び中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する活動の観点からの直接支払いの実施などの活動を推進する。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

三豊市の農業構造については、昭和40年代からの工業団地の立地を契機として兼業化が進み、多業種での恒常的勤務を主たる職業とした兼業農家による土地利用型農業が継承され、兼業農家から専業農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきた。しかし、兼業農家の高齢化や後継者不足が顕著となり、農業施設や機械の更新等を契機に、急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

三豊市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、三豊市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を路まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり概ね350万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間地域においては、新規の集約的作目導入を図るため、三豊市担い手育成総合支援協議会の下に、市場関係者や農業協同組合園芸作目担当者等の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせでの複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

このような目標を可能とする、三豊市における主要な営農類型は次のとおりである。

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(a)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
1	水稲+麦 +作業受託	2.5	水稲(中生) 250 麦(小麦) 250 作業受託 耕起・代かき・ 田植え 1,200 収穫・乾燥・ 調製 1,200	397	1,751 (1,887)	【水稲】 ○中生品種「ヒノヒカリ」 ○農家手取り額 12 千円/60kg ○自家育苗、自家乾燥 ○一発処理型除草剤 ○肥効調節型肥料(全量基肥方式) 【麦】 ○小麦品種「さぬきの夢 2009」 ○低P K肥料 ○乾燥は共同利用施設 ○経営所得安定対策の交付金を含む 【作業受託】 ○耕起・乾燥・田植えの受託料は 30 千円/10a ○収穫・乾燥・調整の受託料は 38 千円/10a
2	水稲+葉 ネギ+レ タス	3.0	水稲(早生) 150 水稲(中生) 100 葉ネギ 40 レタス(年内どり) 100 レタス(年明どり) 130 レタス(春どり) 70	660	4,004 (6,836)	【水稲】 ○早生品種「コシヒカリ」 ○その他はNo. 1に同じ 【葉ネギ】 ○夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ○年内～春の継続出荷 ○前作のうね、トンネルを活用した春どり
3	水稲+ア スパラガ ス+ブロ ッコリー	2.2	水稲(早生) 100 水稲(中生) 100 アスパラガス(施設) 20 ブロッコリー 120	414	3,017 (3,217)	【水稲】 ○No. 2に同じ 【アスパラガス】 ○品種「さぬきのめざめ」 ○ハウス長期どり 【ブロッコリー】 ○年内～年明どり ○共同育苗 ○定植・出荷調整支援利用
4	キャベツ	4.0	キャベツ (11月どり) 100 キャベツ(1月どり) 100 キャベツ(3月どり) 100 キャベツ(4月どり) 100	443	2,574 (5,091)	○品種の組み合わせによる周年栽培 ○セル成型苗、移植機
5	施設イチ ゴ	0.3	イチゴ(養液) 30	644	3,756 (6,408)	○県オリジナル品種「さぬき姫」 ○香川型高施設栽培「らくちん」システム ○自家育苗
6	ナス+ブ ロッコリ ー	1.5	ナス 20 ブロッコリー (年内～年明) 160 (春どり) 40	525	2,819 (3,911)	【ナス】 ○品種「千両」 ○露地・夏秋どり 【ブロッコリー】 ○年内～年明「サマードーム」 ○春どり「おはよう」

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(a)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
						○共同育苗 ○定植・出荷調製支援利用
7	採種タマネギ+水稲+ミシマサイコ	1.8	採種タマネギ 100 水稲(中生) 60 シマサト 3	385	1,316 (1,596)	【水稲】 ○No.1に同じ 【採種タマネギ】 ○除湿乾燥庫、色彩選別機 ○定植期、収穫期の短期臨時雇用
8	みかん+中晩柑+びわ	2.3	露地みかん (極早生) 50 (早生) 100 (普通) 50 露地中晩柑 20 びわ 10	427	2,858 (5,216)	【露地みかん】 ○「ゆら早生」「小原紅早生」「石地」 マルチドリップ灌水同時施肥栽培 【露地中晩柑】 ○「不知火」ドリップ灌水同時施肥栽培 【びわ】 ○「茂木」、「田中」
9	キウイフルーツ+中晩柑	1.0	キウイ 50 中晩柑 50	374	2,319 (2,633)	【キウイフルーツ】 ○「さぬきゴールド」「香緑」一文 字整枝、溶液授粉 【露地中晩柑】 ○No.8に同じ
10	施設ぶどう+露地ぶどう	0.4	施設ぶどう (シャインマスカット) 1月加温 10 無加温 10 露地ぶどう (ピオーネ) 20	501	1,609 (1,673)	【施設ぶどう】 ○シャインマスカット1月中旬加温 ○盆前出荷 【露地ぶどう】 ○トンネル栽培 ○ジベレリン1回処理
11	露地もも	1.5	露地もも(早生) 50 " (中生) 50 " (中生) 50	478	2,236 (5,070)	【露地もも】 ○多孔質マルチを活用した高品質 果実の安定生産と病虫害防除の効 率化 ○反射マルチ利用 ○早生:日川白鳳、中生:あかつき、 中生:なつおとめ
12	オリーブ	1.0	オリーブ 100	454	2,202 (3,529)	【オリーブ】 ○専用品種(ミッション、ルッカ) ○自家採油
13	輪ギク	0.3	秋ギク(露地) 60 夏秋ギク(施設) 30	461	3,026 (3,484)	○直挿し栽培、無摘心栽培、養液土 耕栽培 ○四段サーモ変温管理 ○低温開花性品種「神馬2号」 ○持込み共撰
14	マーガレット+ひまわり	0.35	マーガレット 40 施設ひまわり 20 露地ひまわり 5	451	3,095 (3,678)	【マーガレット】 ○全量購入苗 ○簡易自動定植機 ○簡易隔離ベット 【ひまわり】 ○テープシーダ播種機 ○種子の予措とベタ掛け
15	ラナンキュラス+小ギク	0.35	ラナンキュラス 25 小ギク 10	458	2,838 (4,103)	【ラナンキュラス】 ○ウイルスフリー塊根の購入による品質 及び生産性の確保

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(a)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
						○防虫ネット、シルバーマルチによる病害対策と防除回数の削減 【小ギク】 ○マルチ被覆による土壌水分確保と雑草抑制 ○ウレイト <sup>®</sup> フリー苗の購入 ○電照による開花調節
16	酪農	3.0	経産牛 60頭 初妊牛 4頭 ほ育、育成牛 16頭 飼料 (イタリアライグラス) 300 稲WC S、稲わら収 集面積 200	531	4,080 (5,221)	○フリーバーン・ミルクパ <sup>®</sup> ー方式 ○自給飼料ラップサイレージ ○稲WC S、稲ワラ利用 ○乳牛供用年数延長
17	肥育牛① (黒毛和 種去勢肥 育)	2.0	肥育牛 120頭 飼料 (イタリアライグラス) 300 稲WC S 100 稲わら収集面積 250	861	2,945 (2,982)	○舎飼い ○自給飼料ラップサイレージ ○肥育期間短縮 ○稲WC S、稲わら利用 ○余剰堆肥販売
18	肥育牛② (交雑種 去勢肥 育)	—	肥育牛 200頭	1,011	4,055 (4,457)	○舎飼い ○流通飼料主体 ○肥育期間短縮 ○余剰堆肥販売
19	養豚	—	繁殖豚(種雌豚) 100頭 種雄豚 8頭 肥育豚(常時飼養頭 数) 1,100頭	475	3,722 (3,729)	○繁殖・肥育一貫経営 ○人工授精活用、専用分娩舎での 無・半看護分娩 ○飼養環境及び飼料給与適正化 ○事故率低減
20	採卵鶏	—	採卵鶏(常時飼養羽 数) 40,000羽	769	4,080 (5,840)	○大すう育成方式 ○自動給餌機等 ○防疫対策(高病原性インフルエンザ等) の強化

(注意)

- 1 個人経営体に係る各営農類型の農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1人として示している。
- 2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提として、その地域において現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとしている。

[団体経営体（集落営農）]

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(a)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
21	水 稲 + 麦	15.0	水稲（早生） 200 水稲（中生） 800 麦（小麦） 700 麦（はだか麦） 700	706	2,636 基幹 1 名 (1,281) 補助 4 名 (1,353)	【水稲】 ○早生品種「コシカ」、中生品 種「おいでまい」 ○自家育苗、自家乾燥 ○一発処理型除草剤 ○肥効調節型肥料（全量基 肥方式） 【麦】 ○小麦品種「さぬきの夢 2009」 ○はだか麦品種「イチバン ボシ」 ○乾燥は共同利用施設 ○低P K 肥料 ○経営所得安定対策の交付 金を含む
22	水 稲 + 作業受 託	1.5	水稲(中生) 150 作業受託 耕起・代かき・田植 1,500 収穫・乾燥・調製 1,500	449	1,876 補助 5 名 (1,876)	【水稲】 ○No. 21 に同じ 【作業受託】 ○耕起・代かき・田植えの受 託料は 30 千円/10a ○収穫・乾燥・調製の受託料 は 38 千円/10a
23	水 稲 + 麦 + ブ ロッコ リー	12.0	水稲（早生） 200 水稲（中生） 800 麦（小麦） 700 ブロッコリー 100	692	3,364 補助 9 名 (3,364)	【水稲】 ○No. 21 に同じ 【麦】 ○No. 21 に同じ 【ブロッコリー】 ○年内～年明どり ○セル成型苗 ○定植・出荷調製支援利用

(注意)

- 1 主たる資本整備については、資料の営農類型モデルに記載している。
- 2 1 経営体当たり労働時間欄の上段は、経営内労働力での年間労働時間、下段は雇用を含む全体の年間労働時間。
- 3 集落営農の経営費には雇用費を含めておらず、農業所得欄は、利益配当前の所得を示している。
- 4 団体経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。
- 5 経営所得安定対策の補助金を粗収益とは別に所得として計上（全類型共通）している。
- 6 団体経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第 1 で掲げた目標に到達することを基本とする。

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営（を営む者又は目指す者）に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	目標年次
おおむね35%	令和13年

（注意）「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個人経営体、団体経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、三豊市担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、三豊市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

農用地の利用改善について地域別には、

- ① 平坦部の地区では兼業農家による稲作が中心となっているが、農業を主体とする規模拡大志向農業者も一部存在しているほか、機械の共同利用組合などによる集落営農の取組みが行われている。しかしながら、ほ場区画の不整形、用排水路網の不整備による作業効率の悪さが地区内の経営上の大きな課題となっている。また、各農家で行われている水稲作についても、米価の低迷、兼業の深化から農地の貸し付け希望が増加しているものの、担い手が引受できる農地は必ずしも多くはない状況である。

このため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構（（公財）香川県農地機構）及び農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切

に結びつけて利用権設定等を進めるほか、ほ場整備事業において、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成や用排水路網の整備を図る。

また、ほ場整備事業の施行にあわせて、担い手への農地が面的に集積することが可能となるように、農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

- ② 中山間地域においては、農用地域内に遊休農地や自家用菜園が介在する状況にあり、効率的な農用地の利用とはなっていない状況にあるとともに、担い手もほとんど存在していない。このため、営農は個々の農家による農業機械保有という状況とも相まって、高コスト体質となっており、作付けの集団化、農作業の共同化が急務となっている。

このため、農用地利用改善団体の設立を推進することとし、農業委員会及び農業改良普及センターとの連携の上、農用地利用改善団体に至るまで、濃密な助言活動を実施し、設立がなされた後は、農用地利用改善団体に対して、作付けの集団化とともに特定農業法人制度及び特定農業団体制度の啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、市、農業委員会、（公財）香川県農地機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地を集積する。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

高能率農業の推進を図るためには、農業経営基盤の整備を基本とし、農地の流動化による中核農家の育成や集落が一体となった集落営農等の推進、さらには農地中間管理事業の活用等により、農地の有効利用、機械施設の共同利用、担い手への農地集積を図ることが必要であり、これらの推進とあわせて基幹的な機械施設の整備を図る。

#### (1) 高瀬

二ノ宮地区の茶、麻地区のキャベツは香川県を代表する特産品になっているほか、ぶどうの栽培や養鶏も盛んな地域である。

今後は認定農業者を中心とした中核農家への農地の利用集積を推進し、規模拡大農家を育成し、効率的な農業の展開を図る。

#### (2) 山本

阿讃山脈のすそ野に位置する中山間地域で、中央部を流れる財田川沿いには肥沃な水田が広がっている。たけのこ、露地きゅうり、果樹の栽培が盛んな時期もあったが、現在はきゅうりの施設栽培、採種タマネギ、ブロッコリーを基幹とする農業も展開している。

今後は農地の利用集積を推進し、規模拡大農家を育成するとともに、大型機械の導入により生産性の向上を図る。

#### (3) 三野

高瀬川の東西に広がる肥沃な農地を利用して、米麦、野菜、果樹、畜産を組み合わせた複合経営がおこなわれている。

今後は農地の利用集積を推進し、規模拡大農家を育成するとともに、野菜等の高収益品目の導入に合わせた機械施設の整備を図り、生産性の向上を図る。

#### (4) 豊中

ブドウの産地であり、市内のブロッコリー生産を牽引してきた地域である。この背景には、植付支援、出荷支援、値決め販売等のJA主導型支援事業の展開があるためであり、産地の維持拡充に努める。

今後は農地の利用集積を推進し、規模拡大農家を育成するとともに、大型機械の導入により生産性の向上を図る。

#### (5) 詫間

海岸線が多く、水田経営面積の少ない地域であるが、温暖な気候条件を生かし古くから花の栽培が盛んであった。なかでも大浜地区の名部戸を中心に栽培されているマーガレットは地域を代表する品目である。

今後は農道の整備や生産性向上に向けた施設栽培の高度化、生産基盤の整備を図る。

#### (6) 仁尾

温暖少雨の瀬戸内式気候を生かし、香川県を代表する曾保みかんを生産する地域である。戸々の水田経営面積は少ないが、マーガレットやひまわりの施設栽培が普及する等、花き類を中心とした特徴ある集約的農業が展開されている。

既存の集出荷施設等の効率的な利用を促進するとともに、優良品種への転換などにより、

品質の向上に努める。

#### **(7) 財田**

阿讃山脈のすそ野に位置する中山間地域で、稲作の盛んな地帯である。果樹、採種タマネギも栽培されている。

今後は農地の利用集積を推進し、規模拡大農家を育成するとともに、大型機械の導入により生産性の向上を図る。

### **2 農業近代化施設整備計画**

該当なし。

### **3 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

近年、農業従事者の減少や高齢化、兼業化の進行により、農業労働力が低下し、遊休農地の増加や農産物供給力の低下を防止することが課題となっている。こうしたことから、将来にわたり継続的な農業生産を確保するとともに、農業の基礎的な資源である農地を良好な状態で維持管理していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を確立することが必要である。

このため、経営改善や農地の利用集積に係る支援などにより、中核的な担い手の確保・育成、新規就農の促進、女性の農業経営への参画促進、集落営農の推進や、農協などを中心とした農作業支援組織の育成など多様な担い手の育成・確保に努めるものとし、そのため必要となる施設の整備を推進する。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業の技術・知識の習得、就農準備等に必要な資金手当、生産基盤となる農地の円滑な取得、就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制、将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進を図る。

農村・農地の機能の維持管理を図るため、農業の副業化や地域外からの担い手の誘致、他分野からの農業分野への参入など多様な担い手の育成・確保を進める。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、専業農家と比べると兼業農家の割合が多くなっており、後継者不足も年々深刻化してきている。そのため、兼業農家の営農体系を確立する必要がある、特に市内に安定的な就業機会の確保を図る必要がある。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市においては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づいた企業誘致を実施しており、多くの兼業農家の安定した職場となっている。また、国道11号沿道に大型商業施設が立地したこと等により地元雇用の拡大と安定化が図られている。

今後は、副業的農家や経営規模縮小及び離農農家の非農業部門への就業を希望する農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、優良農地の保全に十分留意しながら、雇用の拡大、安定を図る。

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

農業者の生活の場である農村社会は、社会経済の変化の過程において著しく変貌し、都市化傾向を強めており、その社会構成は非農家を包含した、いわゆる混住化の様相を呈しつつある。豊かで住み良い農村社会形成実現のためには、こうした現状を十分認識したうえで、農業生産基盤整備と生活環境施設整備との調和を図っていかねばならない。

本市においては、農村総合整備モデル事業等の実施により集落道、農村公園、コミュニティー施設等の整備はほぼ完了しているが、住民意識の変化、多様化を考慮すると機能的な面からも未だ十分とはいえない。そのため集落の現状を十分に認識し、地域住民の意向を踏まえた上で、文化的生活を営むことができる環境づくりを進め、住民の安住化を推進していく。

また、農村社会のもつ伝統、文化等を大切にし、農業後継者や地域住民が一体となって農業を基盤とする魅力あるまちづくりを実現できるように努める。

### 2 生活環境施設整備計画

該当なし。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

## 第9 付図(別添)

- 1 土地利用計画図(付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)
- 3 農用地等保全整備計画図(付図3号)

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

別記のとおり。

#### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし。

### (2) 用途区分

別記のとおり。

以上



農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)

三 豊 市



事業名称	事業内容	受益者数		備考	備考
		戸数	人数		
地区計画(1)区域外(1)	地区計画(1)区域外(1)	1	1	1	1
地区計画(2)区域外(2)	地区計画(2)区域外(2)	2	2	2	2
地区計画(3)区域外(3)	地区計画(3)区域外(3)	3	3	3	3
地区計画(4)区域外(4)	地区計画(4)区域外(4)	4	4	4	4
地区計画(5)区域外(5)	地区計画(5)区域外(5)	5	5	5	5
地区計画(6)区域外(6)	地区計画(6)区域外(6)	6	6	6	6
地区計画(7)区域外(7)	地区計画(7)区域外(7)	7	7	7	7
地区計画(8)区域外(8)	地区計画(8)区域外(8)	8	8	8	8
地区計画(9)区域外(9)	地区計画(9)区域外(9)	9	9	9	9
地区計画(10)区域外(10)	地区計画(10)区域外(10)	10	10	10	10
地区計画(11)区域外(11)	地区計画(11)区域外(11)	11	11	11	11
地区計画(12)区域外(12)	地区計画(12)区域外(12)	12	12	12	12
地区計画(13)区域外(13)	地区計画(13)区域外(13)	13	13	13	13
地区計画(14)区域外(14)	地区計画(14)区域外(14)	14	14	14	14
地区計画(15)区域外(15)	地区計画(15)区域外(15)	15	15	15	15
地区計画(16)区域外(16)	地区計画(16)区域外(16)	16	16	16	16
地区計画(17)区域外(17)	地区計画(17)区域外(17)	17	17	17	17
地区計画(18)区域外(18)	地区計画(18)区域外(18)	18	18	18	18
地区計画(19)区域外(19)	地区計画(19)区域外(19)	19	19	19	19
地区計画(20)区域外(20)	地区計画(20)区域外(20)	20	20	20	20
地区計画(21)区域外(21)	地区計画(21)区域外(21)	21	21	21	21
地区計画(22)区域外(22)	地区計画(22)区域外(22)	22	22	22	22
地区計画(23)区域外(23)	地区計画(23)区域外(23)	23	23	23	23
地区計画(24)区域外(24)	地区計画(24)区域外(24)	24	24	24	24
地区計画(25)区域外(25)	地区計画(25)区域外(25)	25	25	25	25
地区計画(26)区域外(26)	地区計画(26)区域外(26)	26	26	26	26
地区計画(27)区域外(27)	地区計画(27)区域外(27)	27	27	27	27
地区計画(28)区域外(28)	地区計画(28)区域外(28)	28	28	28	28
地区計画(29)区域外(29)	地区計画(29)区域外(29)	29	29	29	29
地区計画(30)区域外(30)	地区計画(30)区域外(30)	30	30	30	30
地区計画(31)区域外(31)	地区計画(31)区域外(31)	31	31	31	31
地区計画(32)区域外(32)	地区計画(32)区域外(32)	32	32	32	32
地区計画(33)区域外(33)	地区計画(33)区域外(33)	33	33	33	33
地区計画(34)区域外(34)	地区計画(34)区域外(34)	34	34	34	34
地区計画(35)区域外(35)	地区計画(35)区域外(35)	35	35	35	35
地区計画(36)区域外(36)	地区計画(36)区域外(36)	36	36	36	36
地区計画(37)区域外(37)	地区計画(37)区域外(37)	37	37	37	37
地区計画(38)区域外(38)	地区計画(38)区域外(38)	38	38	38	38
地区計画(39)区域外(39)	地区計画(39)区域外(39)	39	39	39	39
地区計画(40)区域外(40)	地区計画(40)区域外(40)	40	40	40	40
地区計画(41)区域外(41)	地区計画(41)区域外(41)	41	41	41	41
地区計画(42)区域外(42)	地区計画(42)区域外(42)	42	42	42	42
地区計画(43)区域外(43)	地区計画(43)区域外(43)	43	43	43	43
地区計画(44)区域外(44)	地区計画(44)区域外(44)	44	44	44	44
地区計画(45)区域外(45)	地区計画(45)区域外(45)	45	45	45	45
地区計画(46)区域外(46)	地区計画(46)区域外(46)	46	46	46	46
地区計画(47)区域外(47)	地区計画(47)区域外(47)	47	47	47	47
地区計画(48)区域外(48)	地区計画(48)区域外(48)	48	48	48	48
地区計画(49)区域外(49)	地区計画(49)区域外(49)	49	49	49	49
地区計画(50)区域外(50)	地区計画(50)区域外(50)	50	50	50	50

凡 例	
市界	——
町界	——
地区界	——
農業生産基盤整備計画	——
地区界	——
地区名	A
農業生産基盤整備計画	——

S=1:30,000

農用地等保全整備計画図(付図3号)

三 豊 市



事業の種類	事業の概要	実施年度		対当箇所	備考
		年度	対当箇所		
国土交通省農林水産省 関係事業	国土交通省(100%)	10	1	1	国土交通省
	国土交通省(100%)	10	2	2	国土交通省
	国土交通省(100%)	10	3	3	国土交通省
	国土交通省(100%)	10	4	4	国土交通省
	国土交通省(100%)	10	5	5	国土交通省

凡 例	
都市計画	——
農用地等	——
農用地等	——
農用地等	——
農用地等	——
農用地等	——
農用地等	——
農用地等	——

S=1:30,000